

KANMAKI TOWN
Comprehensive plan

04

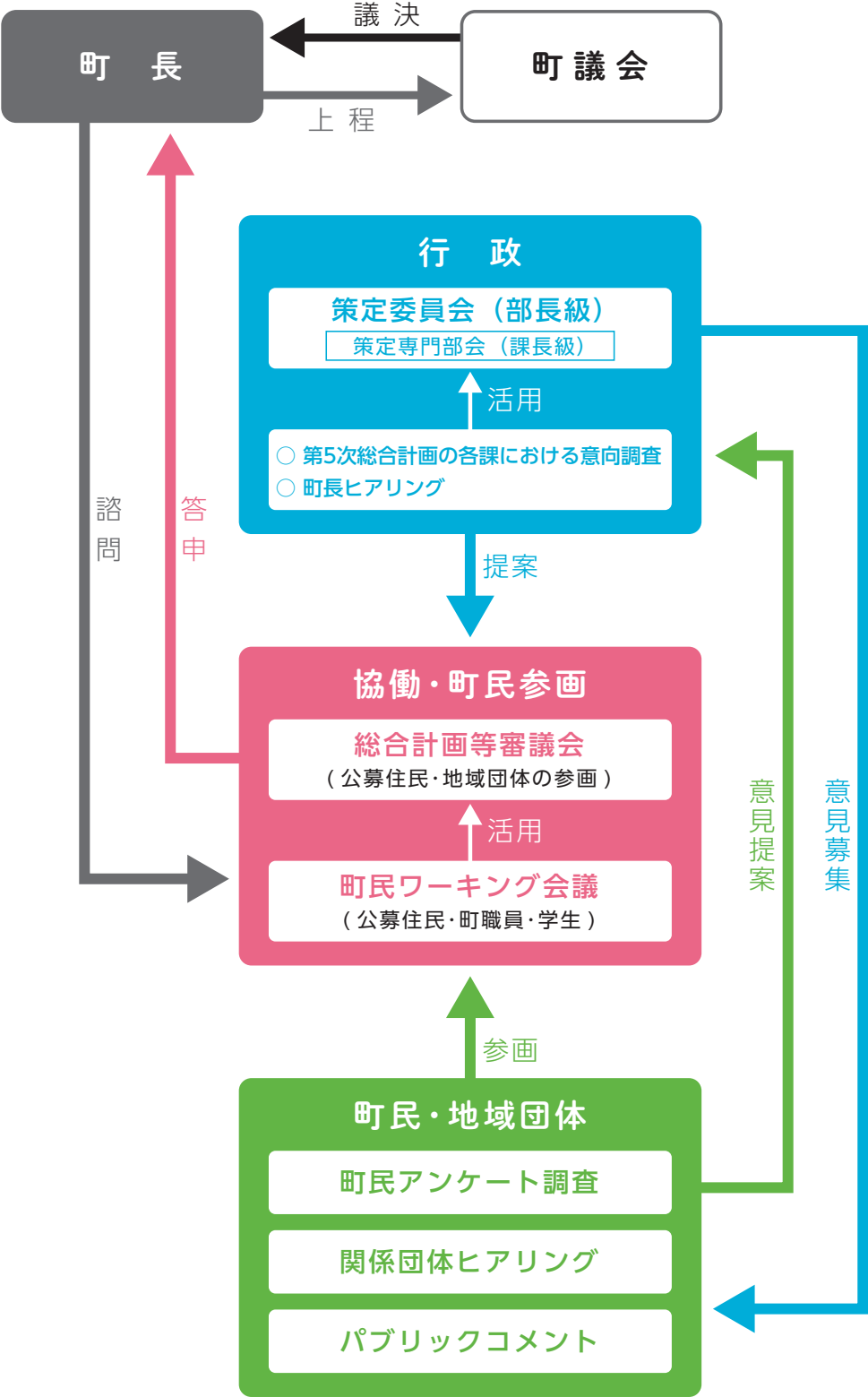
第4部

資料

DOCUMENT

1

策定体制



資料

2

計画策定経過

年度	月日	審議会	庁内調査等	策定委員会	専門部会 部会長会議	ワーキング 会議等	内容
2020年度 (令和2年度)	7/20		町長 ヒアリング				●上牧町第5次総合計画後期基本計画及び総合戦略策定に向けた町長の意向把握
	12/28～ 1/31					町民 アンケート	●町内在住の18歳以上の男女 (無作為に抽出した2,000名)回収率30.9%
	2/12～ 3/11					団体 ヒアリング	●町内の20団体を対象に実施
	3/1～ 3/29		各課意向 確認調査				●第5次総合計画前期基本計画および総合戦略における各施策の進捗や積み残し課題の把握 ●各課が計画や構想をしている施策・事業・指標の把握と今後の方向性の把握
	3/13					ワーキング 会議①	●テーマ「上牧町の強み(魅力、資源)・弱み(課題、懸念)」(18名参加)
	3/27					ワーキング 会議②	●テーマ「上牧町の強みを強化するためのアイデア、弱みに対する具体的な解決策」(19名参加)
2021年度 (令和3年度)	5/24～ 6/4			①			●内部検証委員会・策定委員会の進め方について説明 ●総合計画・総合戦略評価シートの検証について説明 ●後期基本計画の策定に係る各課の意向確認と方針検討
	6/30	①					●委員長、副委員長の選出 ●後期基本計画の策定方針について説明 ●基礎調査結果について説明 ●審議会の進め方について説明
	7/15～ 7/16				行財政 部会		●政策「行政・安全安心」各基本施策及び関連する総合戦略施策・取組内容の検討(見直し)
	7/20			②			●基本構想の見直しについて検討 ●骨子(施策体系)案について検討 ●基本計画(政策「行政・安全安心」)案について検討
	7/30	②					●基本構想の見直しについて審議 ●骨子(施策体系)案について審議 ●基本計画(政策「行政・安全安心」)案について審議
	8/12～ 8/13				都市環境 部会		●政策「都市環境」各基本施策及び関連する総合戦略施策・取組内容の検討(見直し)
	8/19			③			●基本計画(政策「行政・安全安心」)修正案について検討 ●基本計画(政策「都市環境」)案について検討
	8/27	③					●基本計画(政策「行政・安全安心」)修正案について審議 ●基本計画(政策「都市環境」)案について審議
	9/22～ 9/24				地域活性 部会		●政策「地域活性」各基本施策及び関連する総合戦略施策・取組内容の検討(見直し)
	9/22～ 9/24				教育文化 部会		●政策「教育文化」各検討施策及び関連する総合戦略施策・取組内容の検討(見直し)
	9/29			④			●基本計画(政策「都市環境」)修正案について検討 ●基本計画(政策「地域活性」「教育文化」)案について検討
	10/11	④					●基本計画(政策「都市環境」)修正案について検討 ●基本計画(政策「地域活性」「教育文化」)案について審議
	10/25～ 10/26				住民福祉 部会		●政策「住民福祉」各基本施策及び関連する総合戦略施策・取組内容の検討(見直し)
10/29			⑤			●基本計画(政策「地域活性」「教育文化」)修正案について検討 ●基本計画(政策「住民福祉」)案について検討	

2

計画策定経過

年度	月日	審議会	庁内調査等	策定委員会	専門部会 部会長会議	ワーキング 会議等	内容
2021年度 (令和3年度)	11/9	⑤					<ul style="list-style-type: none"> ●基本計画(政策「地域活性」「教育文化」)修正案について審議 ●(基本計画(政策「住民福祉」)案)について審議
	11/22			⑥			<ul style="list-style-type: none"> ●基本計画(政策「住民福祉」)修正案について検討 ●総合戦略(案)について検討 ●総合計画後期基本計画(素案)について検討
	11/30	⑥					<ul style="list-style-type: none"> ●基本計画(政策「住民福祉」)修正案について審議 ●総合戦略(案)について審議
	12/15			⑦			<ul style="list-style-type: none"> ●総合計画の体系(総合計画における総合戦略・SDGsの位置づけ・関係性など)について検討 ●後期基本計画(素案)修正案について検討
	12/23	⑦					<ul style="list-style-type: none"> ●総合計画の体系(総合計画における総合戦略・SDGsの位置づけ・関係性など)について検討 ●後期基本計画(素案)修正案について審議
	1/4~ 2/2					パブリック コメント	<ul style="list-style-type: none"> ●パブリックコメント結果(意見なし)
	2/14	⑧					<ul style="list-style-type: none"> ●総合計画(答申案)について審議(書面開催)
	2/15	答申					<ul style="list-style-type: none"> ●「上牧町第5次総合計画(後期基本計画)」(案)の答申

資料

上牧町議会令和4年第1回定例会において上牧町第5次総合計画後期基本計画を議決

上牧町まちづくり基本条例

目次

- 前文
- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 町民の権利と義務(第5条—第7条)
- 第3章 議会及び議員の役割と責務等(第8条—第10条)
- 第4章 執行機関の役割と責務等(第11条—第15条)
- 第5章 町政運営(第16条—第26条)
- 第6章 情報の共有等(第27条—第31条)
- 第7章 参画と協働(第32条—第35条)
- 第8章 広域連携等(第36条)
- 第9章 条例の見直し等(第37条—第39条)

附則

わたしたちのまち上牧町は、奈良県北西部、奈良盆地の西部に位置し、古代には、この地一帯の緩やかな丘陵地帯で馬の放牧が盛んに行われ、「上の牧場」があったことから、「上牧(かんまき)」の名がついたとされています。

また、大阪への通勤圏内という地理的好条件下にあることから、1971(昭和46)年には人口増加率が日本一を記録したこともあるベッドタウンとして発展し、町内には里山の自然やのどかな田園、古からの農村集落の町並みや新しく開発された住宅地が分散するなど、それぞれ特徴ある地域で構成されています。

町政は、町の発展に伴って、税収が増加傾向にあったこともあり、長年にわたり財政拡大方向の運営が行われた結果として、平成21年度には、財政健全化団体に陥ることになりました。そこで、町は、法律により義務づけられた財政健全化計画を策定し、町民の理解を得ながらその計画に基づく取り組みを実施してきました。

翌平成22年度決算で、財政健全化団体から脱却できたものの、土地開発公社の多額の借入金の返済負担の重さもあって、今後も町の財政は厳しい状況が続くことが見込まれます。

一方、低成長経済や少子高齢化のなかで、これまでのように公共サービスを全て行政が担うことは難しくなるとともに、地方分権化の流れは引き続き進むことが予想されます。

こうした内外の状況に適切に対応し、同じ過ちを二度と繰り返さず、公正で開かれたまちづくりを進めていくためには、これまで町運営を担ってきた議会と行政に加え、元々地方自治の主役としての町民が担い手の一角として積極的な役割を果たすことが求められています。

わたしたちは、過去を忘れるのではなく、学ぶことにより将来の糧とし、町民、議会及び行政の三者が必要な情報を共有し、力を合わせて、住みたい、住み続けたい地域社会を実現させるため、上牧町の最高規範としてこの条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、上牧町のまちづくりに関する基本的事項を定めることにより、町民、議会及び執行機関が、それぞれの役割を自覚し、互いに協働して、町民を主体とした自治に基づく豊かで暮らしやすい地域社会を実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例における用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 町民 町内に居住する者、町内で働く者や学ぶ者、町内において事業活動その他の活動を行うもの及び町に利害を有する者又は関心のある者をいいます。
- (2) 執行機関 町長を含む町の行政事務を管理・執行する機関をいいます。
- (3) 町 町議会及び町の執行機関を含めた地方公共団体をいいます。
- (4) 参画 施策や事業等の立案から実施、評価に至る過程に主体的に参加し、責任を持って意思形成に関わることをいいます。
- (5) 協働 共通の目的を実現するために、果たすべき役割と責任を自覚し、互いに不足するところを補い合い、対等の立場で協力することをいいます。
- (6) まちづくり 豊かで暮らしやすい上牧町及び地域社会をつくるための取り組みをいいます。

(基本原則)

第3条 まちづくりは、次に掲げる基本原則により行います。

- (1) 町民、議会及び執行機関は、まちづくりに関する情報を共有します。
- (2) まちづくりは、町民が参画し、議会及び執行機関と協働して行います。
- (3) 議会及び執行機関は、職務を誠実に遂行するとともに、町民に対し説明責任を果たします。
- (4) まちづくりは、計画に立脚して行い、その結果を検証及び評価し、まちづくりの改善に役立てます。

(最高規範性)

第4条 この条例は、上牧町におけるまちづくりの最高規範であり、町は、他の条例、規則等の制定改廃及び運用にあたっては、この条例の趣旨を最大限に尊重し、この条例との整合性を図らなければなりません。

2. 町は、この条例に定める内容に即して、他の条例、規則等の体系化を図り、まちづくりの基本的な計画の体系化と制度の整備に努めなければなりません。

第2章 町民の権利と義務

(まちづくり参画の権利)

第5条 町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参画する権利を有します。(未成年のまちづくり参画の権利)

第6条 未成年の町民についても、各々の年齢に応じてまちづくりに参画する権利を有します。

(まちづくり参画における町民の責務)

第7条 町民は、まちづくりに関する多様な活動が自治を育てるということを認識し、互いの活動を尊重しなければなりません。

第3章 議会及び議員の役割と責務等

(議会の役割と責務)

第8条 議会は、直接選挙により選ばれた議員で構成される、町としての意思を審議及び決定する機関として設置され、この条例に基づき議会としての責務を果たします。

2. 議会は、住民が議会活動に関心と理解を深めるよう積極的に情報を提供するとともに、議会及び委員会の全ての会議を公開し、住民と情報を共有します。ただし、必要と認められる時は、会議を非公開とすることができます。その場合は、非公開とする理由を公表しなければなりません。

3. 議会は、主権者である住民に対する説明責任を果たすため、議会における意思決定の内容及びその過程を説明しなければなりません。

4. 議会は、住民参画を推進するため、公聴会や参考人制度等を活用するとともに、住民との対話の場を設け、広く意見を求め、住民の声が政策に反映されるよう努めなければなりません。

5. 議会は合議制であることを自覚し、長期的展望をもって政策を議論し、まちづくりに必要な政策提案と立法活動を行わなければなりません。

6. 議会は、その権限を有効に用いて、執行機関の町政運営を調査並びに監視し、その結果を公表しなければなりません。

(議会の権限)

第9条 議会は、まちづくりの主体を町民としたこの条例の主旨に基づき、議会の責務を果たすため権限を行使します。

2. 議会は、条例の制定改廃や決算の認定など法に定められた権限、執行機関の町政運営を監視、けん制する権限並びに次に掲げる事項を議決する権限を持っています。

- (1) 基本構想及びこれを具体化するための基本計画(以下これらを「総合計画」といいます。)
- (2) 住民生活又は地域に影響を及ぼす重要な施策及び制度
- (3) 他市町村との協定並びに連携

(議員の役割と責務)

第10条 議員は、住民により選ばれた公職者として、責任を自覚するとともに品位を保持し、住民全体の福祉の向上と暮らしやすいまちづくりを目指して、誠実に職務を果たさなければなりません。

2. 議員は、議会活動に関する情報を住民に分かりやすく説明するとともに、広く住民の声に耳を傾け、これを町政に反映させるよう積極的に政策を提案し、その実現に向けて最大限努力しなければなりません。

3. 議員は、行政活動が適正かつ効率的並びに効果的に行われるよう監視と点検を行い、一般質問及び質疑を活用して、行政の改善を促進しなければなりません。

4. 議員は、常に課題意識を持ち、広く町内外の情報を収集してまちづくりの調査研究を行い、政策立案能力及び審議能力の向上に努めなければなりません。

第4章 執行機関の役割と責務等

第11条 町長は、町の代表者として町民の信託にこたえ、まちづくりの基本理念を実現するよう公正で透明で開かれた町政の運営にあたらなければなりません。

2. 町長は、毎年、町政運営の目標並びに方針を明示し、結果を公表しなければなりません。

(職員採用等)

第12条 町長は、職員の採用にあたっては、公募を原則とし、応募状況、採用結果について公表しなければなりません。

2. 町長は、町民との協働に必要な能力を備えた職員の養成に努めなければなりません。

(執行機関の責務)

第13条 執行機関は、その権限と責任において、公正で誠実かつ迅速に職務を執行しなければなりません。

2. 執行機関は、町民と協働してまちづくりを推進するため、多様な参画制度を設け、町民の参画の機会を保障しなければなりません。

(町職員の責務)

第14条 町職員は、全体の奉仕者として、公共の利益のために公正で誠実かつ効果的に職務に専念しなければなりません。

2. 町職員は、常に公務員として職務に必要な知識、技能の向上に努めなければなりません。

(法令の遵守等)

第15条 町は、まちづくりに関する施策の公正性及び透明性を確保するため、常に法令を遵守し、そのための必要な措置を講じるものとします。

2. 前項に規定する必要な措置については別途定めます。

第5章 町政運営

(組織の編成)

第16条 町は、社会情勢の変化に対応し、町民に分かりやすく機能的で、最小の経費で最大の効果を挙げるよう組織づくりを行うものとします。

2. 町は、職員の適切な任用及び効果的な人員配置を図るものとします。

3. 町の組織は、状況の変化に柔軟に対応し、縦割り行政の弊害をなくすうえにおいても相互の連携を図らなければなりません。

(危機管理)

第17条 町は、町民、関係機関等との協力及び連携により、不測の事態に備えるため、総合的かつ機動的な危機管理体制の確立に努めなければなりません。

2. 町は、危機管理体制のなかで自主防災機能の向上を図るため、町民の活動を積極的に支援します。

(総合計画等の策定)

第18条 町は、総合的かつ計画的に町政運営を図るため、総合計画及びこれに基づく都市計画マスタープラン等をこの条例の趣旨にのっとり策定し、計画的な町政運営に努めなければなりません。

2. 町は、総合計画の策定、見直し並びに評価にあたっては、幅広く町民の参画を得て行わなければなりません。

(説明責任)

第19条 町は、政策の立案から実施、評価に至るまで、その経過や内容、目標の達成状況等を町民に分かりやすく説明しなければなりません。

(応答責任)

第20条 町は、公職者及び町民からの要望等については、迅速かつ丁寧に対応し、その記録を作成するとともに、定期的に公表しなければなりません。

2. 前項に規定する事項については、別に条例で定めます。

(財政運営及び制度の整備)

第21条 町は、総合計画を実施するため、中期及び長期財政計画を定め、財源を効率的かつ効果的に活用し、健全な財政運営を図らなければなりません。

2. 町は、財政計画を定めたときは、住民に分かりやすく公表しなければなりません。

(予算編成、執行及び決算)

- 第22条 町長は、予算について、編成過程を含め、住民が具体的に把握できるよう、分かりやすく公表しなければなりません。
2. 町長は、町の事業の予定及び進捗状況が明らかになるよう予算の執行計画を策定し、住民に分かりやすく公表しなければなりません。
 3. 町長は、住民が決算内容を理解できるよう、分かりやすく公表しなければなりません。

(財産管理)

- 第23条 町長は、町が保有する財産を明らかにし、財産の計画的な管理及び効率的な運用に努めなければなりません。

(財政状況の公表)

- 第24条 町長は、財政に関する状況について、具体的な所見を付して分かりやすく公表しなければなりません。

(行政評価)

- 第25条 町は、効果的かつ効率的な行政サービスと行政運営の透明性の向上を図るため、客観的行政評価を実施し、その結果を公表するとともに、その評価に基づいて、町政運営の改善に努めなければなりません。

(個別外部監査)

- 第26条 町は、適正で効率的かつ効果的な行財政の運営を確保するため、必要に応じて外部機関その他第三者(以下「外部機関等」といいます。)に監査を実施させることができます。
2. 住民は、前項に規定する目的を達成するため、監査委員による監査に代えて、外部機関等による監査の実施を請求することができます。
 3. 町は、前項に規定する請求があったときは、外部機関等に監査を実施させることができ、その結果を公表するものとします。ただし、当該監査を実施させないときはその理由を公表しなければなりません。

第6章 情報の共有等

(情報の公開及び提供)

- 第27条 町が保有する情報は、町民共有の財産であり、町は、別に条例で定めるところにより、情報を公開して町民の知る権利を保障しなければなりません。
2. 町民が町政を理解し、まちづくりに参画し、協働できるよう、町は、町政に関する情報を速やかに分かりやすく提供しなければなりません。

(情報共有の推進)

- 第28条 町は、具体的な施策若しくは制度により情報共有を推進しなければなりません。

(情報の収集及び管理)

- 第29条 町は、町政運営に必要な情報の収集に努めなければなりません。
2. 町は、その保有する情報を速やかに提供できるよう、統一された基準により整理し、適正に管理及び保存しなければなりません。

(個人情報の保護)

- 第30条 町は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、別に条例で定めるところにより、個人情報の保護について必要な措置を講じなければなりません。

(選挙公報等)

- 第31条 町長及び町議会議員の立候補者は、選挙にあたり、町政に関する自らの考えを公約として住民に示すように努めなければなりません。
2. 町は、前項に示す町長及び町議会議員の選挙にあたり、候補者の氏名、経歴、公約等を掲載した選挙公報を、選挙ごとに発行するように努めなければなりません。
 3. 選挙公報の発行に関する詳細については別途定めます。

第7章 参画と協働

(まちづくり参画における町の責務)

- 第32条 町は、町民が自主的かつ主体的に行うまちづくりに参画する諸活動を尊重しなければなりません。

(審議会等)

第33条 町は、町が設置する審議会その他の附属機関(以下「審議会等」といいます。)の委員を選任する場合は、原則として町民からの公募を含めなければなりません。

2. 町は、審議会等の会議及び議事録は公開しなければなりません。

3. 町は、審議会等の開催の日時及び場所、審議項目などを、事前に広報紙等により町民に知らせなければなりません。ただし、非公開の場合は、その理由及び根拠を明確にしなければなりません。

(住民投票)

第34条 住民は、町長に対して住民投票を請求することができます。

2. 議会及び町長は、住民投票を発議することができます。

3. 住民投票の実施に関する必要な事項は、別に条例で定めます。

4. 町は、住民投票を実施した場合において、当該住民投票の結果を最大限尊重するものとします。

(まちづくり協議会)

第35条 町民は、多岐にわたる課題等に総合的に対応し、個性的で心豊かな地域をつくるため、一定のまとまりのある地域の多様な主体で構成し、協働してまちづくり活動を行う組織として、まちづくり協議会を設立することができます。

2. まちづくり協議会は、町民に開かれたものとし、町及びその他の組織と連携しながらまちづくり活動を行うものとします。

3. 町は、まちづくり協議会の活動に対して必要な支援を行うことができます。

4. 町は、まちづくり協議会の自主性及び自立性に配慮するとともに、住民自治の一層の進展を図るうえにおいては、その意思を尊重しなければなりません。

5. まちづくり協議会の組織及び運営等に関する事項は別に定めます。

第8章 広域連携等

(広域連携)

第36条 町は、共通する課題を解決するため、他の地方公共団体、国及びその他の機関と互いに連携を図りながら協力しなければなりません。

第9章 条例の見直し等

(取り組み状況の評価)

第37条 町は、毎年定期的にこの条例の取り組み状況の評価し、その結果を公表しなければなりません。

(条例の見直し)

第38条 町は、5年を超えない期間ごとに、この条例の内容に見直しが必要か検討しなければなりません。

2. 第1項に規定する検討を行う場合、住民主体の検討委員会を設けて審議しなければなりません。

(条例の改正)

第39条 この条例の改正にあたっては、事前に、住民に改正の趣旨を説明し広く意見を聴く場を設けるとともに、条例改正後は、その内容を改正理由とあわせて公表しなければなりません。

附 則 この条例は、平成26年4月1日から施行します。

① 上牧町総合計画等審議会規則

上牧町総合計画等審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、上牧町附属機関設置条例(令和2年3月条例第1号)第3条の規定に基づき、上牧町総合計画等審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員26名以内で組織する。

2. 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 一般公募町民
- (3) 町議会議員
- (4) 町内各種団体の代表
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、上牧町総合計画、上牧町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び上牧町人口ビジョン(以下「総合計画等」という。)に関する町長の諮問事項に係る答申が終了したときまでとする。

2. 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2. 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2. 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
3. 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
4. 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(部会)

第6条 審議会は、総合計画等に関する諮問事項を専門的に審議するため、部会を置くことができる。

2. 部会に属すべき委員は、委員のうちから会長が指名する。
3. 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
4. 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
5. 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
6. 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(委員以外の者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務部企画財政課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1. この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2. 町長の諮問により最初に招集される審議会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず町長が招集する。

附 則 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 この規則は、公布の日から施行する。

② 委員名簿

区 分	氏 名	所 属 等	備 考
会 長	中 山 徹	奈良女子大学生生活環境学部教授	
副会長	鶴 谷 将 彦	奈良県立大学地域創造学部准教授	
委 員	青 木 弘 詞	町民（一般公募）	
委 員	柴 崎 啓 二	町民（一般公募）	
委 員	宮 田 照 久	町民（一般公募）	
委 員	辻 本 美 姫	町民（一般公募）	
委 員	大 杉 一 朗	町民（一般公募）	
委 員	安 中 和	町民（一般公募）	
委 員	黒 松 満 代	町民（一般公募）	
委 員	石 丸 典 子	上牧町議会 代表	
委 員	東 初 子	上牧町議会 代表	
委 員	松 井 敬 祐	上牧町自治連合会 代表 上牧町農業委員会 代表	
委 員	竹 島 成 佳	上牧町消防団 代表	
委 員	渡 邊 文 彦	上牧町民生児童委員協議会 代表	
委 員	向 井 多 喜 男	上牧町社会教育委員 代表	
委 員	迫 敏	上牧町シルバークラブ連合会 代表	
委 員	暁 公 美	上牧町教育委員会 代表	
委 員	堀 川 千 里 菜	上牧町 PTA 協議会 代表	
委 員	手 嶋 廣 子	上牧町婦人会 代表	
委 員	岩 井 進	南都銀行上牧支店 支店長	
委 員	平 塚 和 稔	MEGA ドン・キホーテ UNY 西大和店 店長	令和3年10月10日まで
委 員	中 村 英 人	MEGA ドン・キホーテ UNY 西大和店 店長	令和3年10月11日から
委 員	有 江 正 太	NPO 空き家コンシェルジュ 代表	
委 員	遠 山 健 太 郎	行政書士法人はるか 社員	
委 員	鐵 東 敦 史	エヌ・アイ・プランニング 代表取締役	
委 員	岩 脇 辰 行	ハローワーク大和高田 所長	
委 員	阪 本 正 人	上牧町 副町長	

① 上牧町総合計画等策定委員会設置要綱

上牧町総合計画等策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、上牧町まちづくり基本条例(平成26年3月上牧町条例第6号)第18条に規定する本町における総合計画(以下「総合計画」という。)の策定に関して、必要な事項の調査、研究、調整又は協議を行うとともに、まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条第1項の規定に基づき策定された上牧町まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の策定に関して、必要な事項の調査、研究、調整又は協議を行うための委員会の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 総合計画及び総合戦略の策定に係る庁内における策定体制として、上牧町総合計画等策定委員会(以下「策定委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第3条 策定委員会は、次に掲げる事項について調査、研究、調整又は協議を行う。

- (1) 総合計画の策定の基本方針に関すること。
- (2) 基本構想及び基本計画の立案に関すること。
- (3) 総合戦略の策定に関すること。
- (4) 人口ビジョンの立案に関すること。
- (5) その他総合計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織等)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
2. 委員長に副町長、副委員長に教育長、委員に部長級の職員をもって充てるものとし、それぞれ町長が任命する。

(任期)

第5条 委員の任期は、総合計画及び総合戦略の素案の策定を完了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
2. 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
3. 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(専門部会)

第8条 策定委員会の補助機関として、第3条に規定する所掌事務を個別具体的に調査研究するために上牧町総合計画等策定専門部会(以下「専門部会」という。)を設置する。
2. 専門部会は、次の各号に掲げるとおりとし、課長以下の職員のうちから委員長が指名する者をもって組織する。

- (1) 行財政部会
- (2) 都市環境部会
- (3) 住民福祉部会
- (4) 地域活性部会
- (5) 教育文化部会

(部会長及び副部会長)

第9条 専門部会に部会長及び副部会長を置く。
2. 部会長及び副部会長は、部会構成員のうちから委員長が指名する者が指名する。
3. 部会長は、部会を掌握し、部会を招集し、部会を代表する。

(部会間調整会議)

第10条 策定委員会からの求めその他必要に応じて、専門部会ごとの検討の進捗状況の把握及び専門部会間の調整等を行うため、各部会長の参加を得て、部会間調整会議を開催するものとする。

(庶務)

第11条 策定委員会の庶務は、総務部企画財政課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則 この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和3年5月10日から施行する。

② 委員名簿

区 分	氏 名	所 属 等
委 員 長	阪 本 正 人	副町長
副委員長	松 浦 教 雄	教育長
委 員	中 川 恵 友	総務部長
委 員	塩 野 哲 也	都市環境部長
委 員	井 上 弘 一	住民生活部長
委 員	青 山 雅 則	健康福祉部長
委 員	松 井 良 明	教育部長

※2021年(令和3年)12月末現在

6

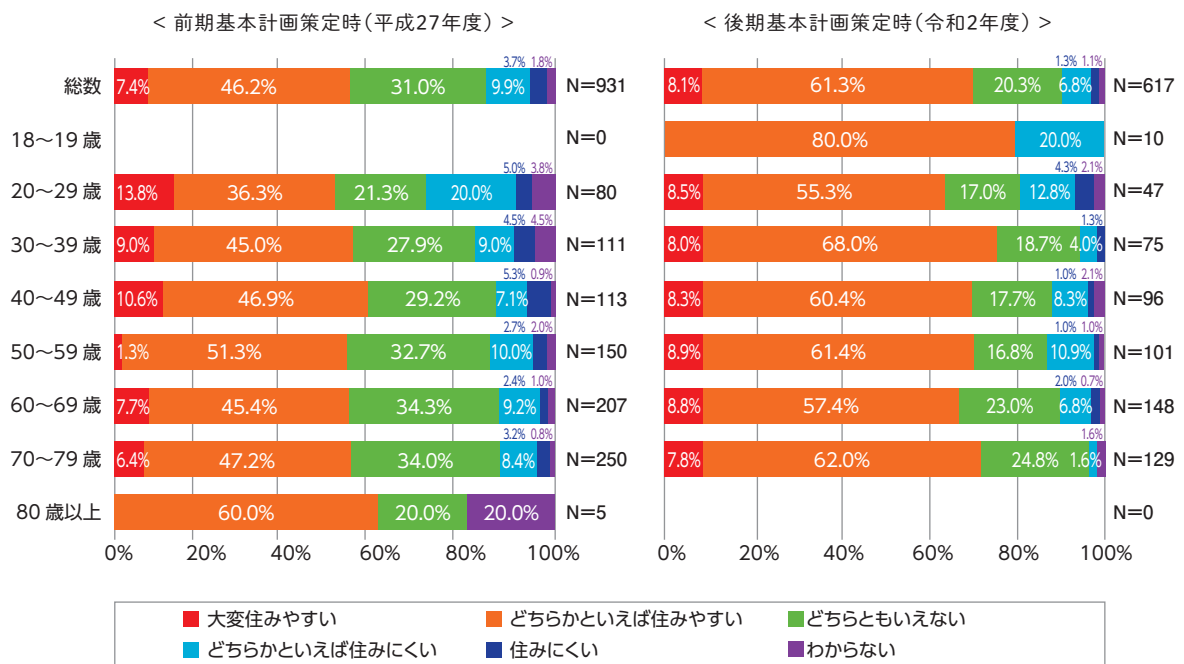
町民アンケート調査結果 (概要)

① 定住意識について

- 5年前に比べて、上牧町を「住みよい」「住み続けたい」と考える割合が高くなっている
- 住み続けたい人は5年前と同様、「災害が少ない」、「緑が多い」、「利便性が高い」を評価

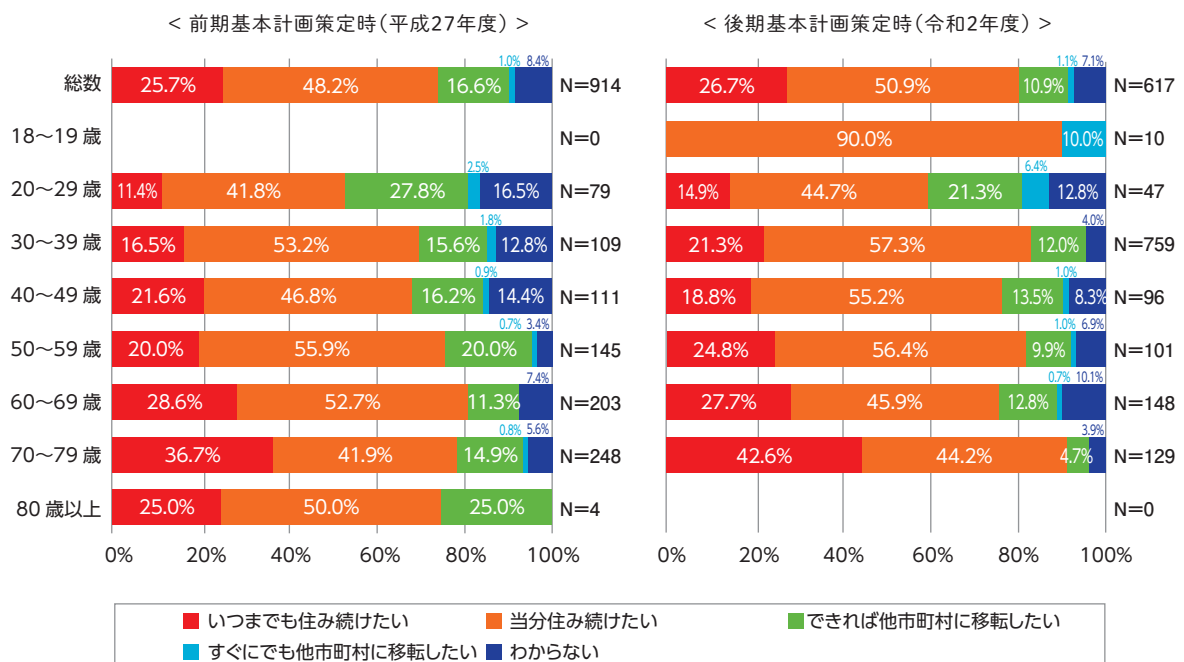
問 総合的にみて、上牧町は住みよいところだと感じますか？

<1つに○印>



問 これからも上牧町に住み続けたいと思いますか？

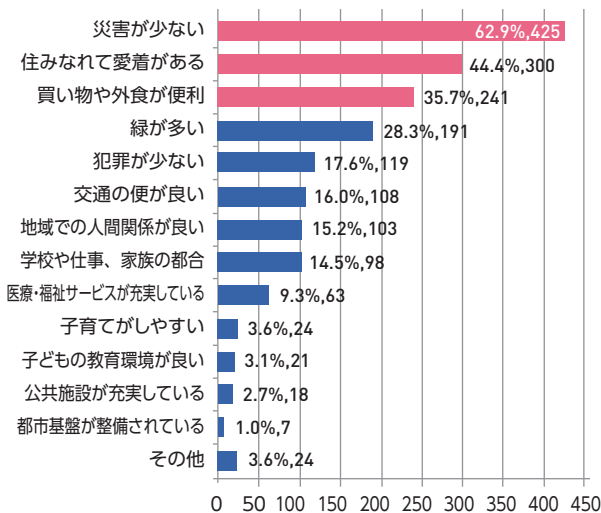
<1つに○印>



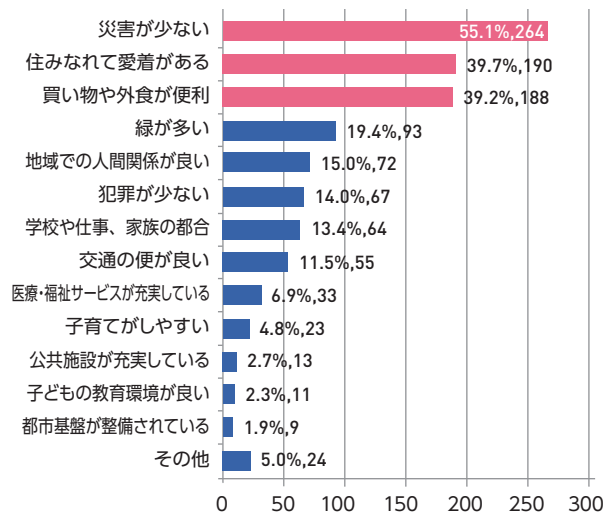
問 上牧町に住み続けたいと思う理由は何ですか？

<複数回答>

< 前期基本計画策定時(平成27年度) >



< 後期基本計画策定時(令和2年度) >

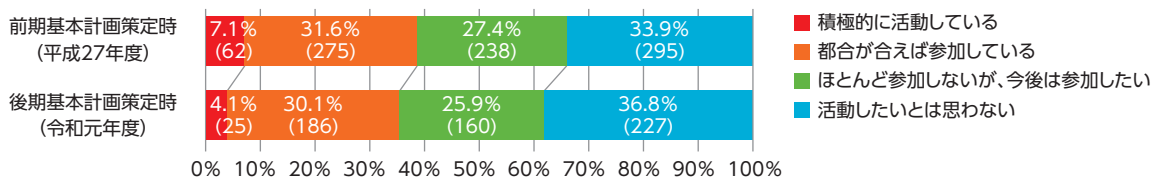


② 協働のまちづくりについて

- 地域の活動に参加している、または今後参加したいと考えている町民はやや減少
- 協働のまちづくりを進めるにあたり、実施した政策を住民参画で評価することを求める町民が増加

問 あなたは、地域の活動(自治会活動、ボランティア活動、NPO活動等)に参加していますか？
また、今後参加したいと思われますか？

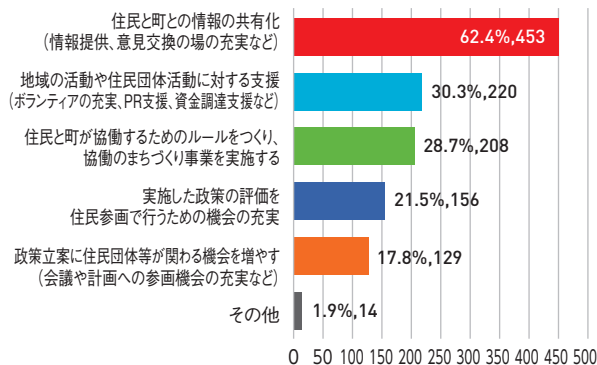
<1つに○印>



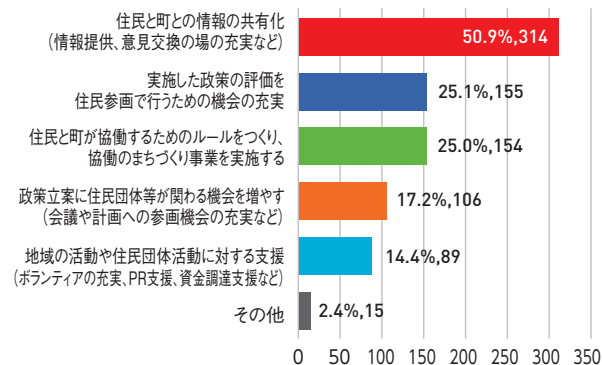
問 「協働のまちづくり」を進めるうえでどのようなことが重要だと思いますか？

<2つまでに○印>

< 前期基本計画策定時(平成27年度) >



< 後期基本計画策定時(令和2年度) >



① ヒアリングの目的

- 第5次総合計画前期基本計画および総合戦略における各施策の進捗や積み残されている課題の把握、各課において計画や構想をしている施策、事業、指標、今後の方向性などを把握する。

② 実施概要

対 象： 秘書人事課
企画財政課
総務課
まちづくり推進課
建設環境課
上下水道課
住民保険課
税務課
徴収課
福祉課
生き活き対策課
こども未来課
教育総務課
社会教育課
文化振興課

〔2021年(令和3年)4月現在の組織の名称で記載〕

照会期間：2021年(令和3年)3月1日(月)から2021年(令和3年)3月29日(月)まで

実施期間：2021年(令和3年)5月24日(月)から2021年(令和3年)6月4日(金)まで

内 容：① 前期基本計画における事業の内容と成果
② 後期基本計画への追加・変更意向

① 会議開催の目的

- 総合計画における将来像やまちづくりの方向性について町民の視点を反映させる。
- 町民のまちづくり意識の向上を図る。

② 会議への参加者

■ 募集方法(町民参加者)

町内在住の満18歳以上、全2回のワークショップに参加できる者を対象に、参加申込を受付。
(募集時期：2021年(令和3年)2月)

■ 参加者

・18歳以上の町民(参加申込者)	13名
・大学生(奈良県立大学・奈良女子大学・学生)	6名
・今中町長	
・職員	2名
・学識経験者(奈良県立大)	1名
・事務局	5名
・コンサルタント	5名

③ 会議の開催概要

開催日時：2021年(令和3年)3月13日(土)、3月27日(土)の午前中に開催。(全2回開催)

実施方法：Zoomによるオンライン方式

開催会場：第3会議室 奈良県立大学 鶴谷准教授、事務局及びモニタリングスペース
第2会議室 一般町民利用スペース(オンライン環境のない方)

応接室 今中町長

※その他町職員は自席、一般町民は自宅から参加

会議進行：4グループに分かれ、ワークショップ形式により話し合いを行いました。各グループの進行・取りまとめはコンサルタントが行い、Zoom上で画面を共有しながら意見を取りまとめました。大学生は町外からの若い視点として意見を出しました。

④ 各回の日時・テーマと主な内容・出席者数

回・月日 [出席者数]	テーマと主な内容
第1回 2021年(令和3年)3月13日(土) [18名]	検討内容 『上牧町の強み(魅力、資源)・弱み(課題、懸念)を話し合う』
第2回 2021年(令和3年)3月27日(土) [19名]	検討内容 『上牧町の強みを強化するためのアイデア、弱みに対する具体的な解決策を話し合う』

① ヒアリングの目的

● 第5次総合計画後期基本計画の基礎資料とするために実施し、以下の2つの視点で調査を実施する。

- ・ 町民アンケートでは抽出しきれない「生の声」の収集と市民協働のまちづくりの機会とするため実施し、協働の考え方へ反映する。
- ・ 各種団体が、「協働まちづくりの中心的な担い手」となって頂くことを意識し、各種団体等の町政に対する意向や要望、行政との連携・協働の方向性などを把握する。

② 実施概要

対象：問題意識を持って公益的な活動に取り組んでいる団体（グループ）、
活発に活動している団体（グループ） 計20団体

ご協力いただいた団体：

上牧町商工会	特定非営利活動法人楽しいまちづくりの会
上牧町シルバー人材センター	社会福祉法人郁慈会
上牧町文化協会	上牧町体育協会
虹の湯西大和店	株式会社青春
西大和まきのは郵便局	komo house
合同会社ヴァレイ	上牧町社会福祉協議会
上牧町身体障害者協議会	上牧町手をつなぐ育成会
医療法人郁慈会服部記念病院	医療法人友誼会奈良友誼会病院
株式会社ママスクエア上牧店	志都美タクシー株式会社
ひまわりタクシー株式会社	奈良交通株式会社西大和営業所

（以上順不同）

実施期間：2021年（令和3年）2月12日（金）から2021年（令和3年）3月11日（木）まで

意見総括：○活動することにより、「地域を知る」「人を知る」ことは、大切と考えている。

- 商工会、社会福祉協議会、ボランティア連盟と連携したい。
- 行政・団体・協会の3者のコミュニケーションをとっていききたい。
- 地域貢献の一環として、地域ボランティアとの交流、場の提供等、地域とのつながりを強化していききたい。
- 社会貢献、地元で頑張っている人たちの応援になる活動をしていききたい。

上企財第242-1号
令和3年6月30日

上牧町総合計画等審議会
会長 中山 徹 様

上牧町長 今中 富夫

上牧町第5次総合計画後期基本計画の策定について（諮問）

上牧町まちづくり基本条例第18条の規定により策定する、上牧町
第5次総合計画後期基本計画（案）について意見を求めます。

令和4年2月15日

上牧町長 今中富夫 様

上牧町総合計画等審議会
会長 中山 徹

「上牧町第5次総合計画（後期基本計画）」（案）について（答申）

令和3年6月30日に諮問されました、上牧町第5次総合計画（後期基本計画）の策定について、審議を重ねた結果、概ね妥当であると認め、別添「上牧町第5次総合計画（後期基本計画）」（案）のとおり答申いたします。

なお、総合計画の推進にあたっては、次の事項に十分留意されるよう要望いたします。

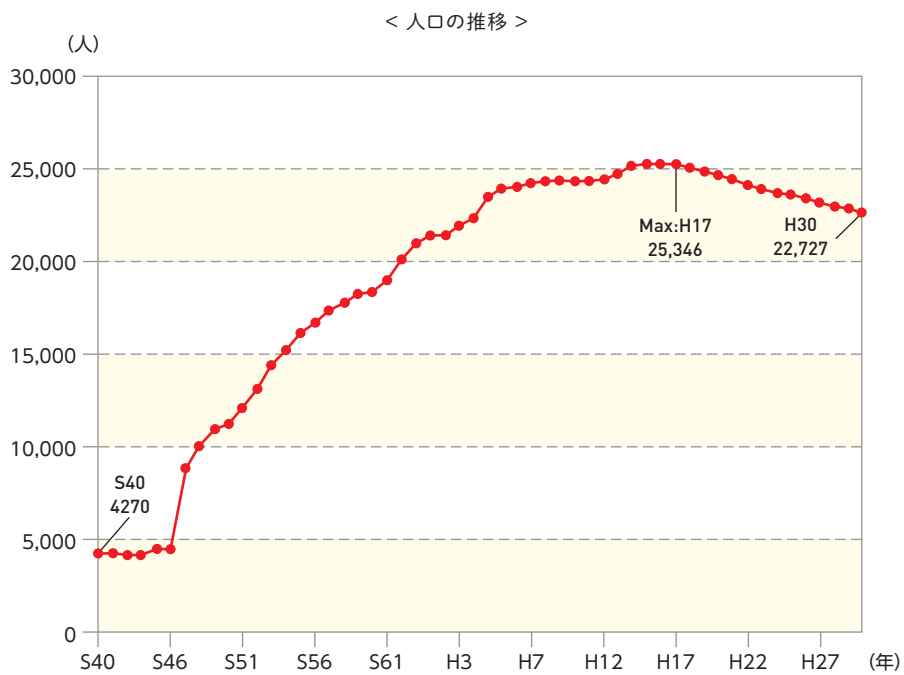
（付帯意見）

1. 本計画で掲げられた目指す姿や施策の展開方向を着実に具現化するよう鋭意努力されたい。
2. 本計画の推進にあたり、まちづくりを担う町民への周知・共有を図るとともに、町民、民間事業者、行政が果たす役割を明確にしながら、協働によるまちづくりの推進に努められたい。
3. 本計画の実施にあたり、計画的かつ効率的な行財政運営に努めるとともに、「新しい公共のあり方」について、広域連携の推進や民間活力の導入の検討を行うなど、創意工夫による持続可能なまちづくりを図られたい。
4. 本計画の進行管理（PDCAサイクルによる継続的な改善）にあたり、重要度と優先度を常に念頭に置き、必要に応じて見直しをかけるとともに、町民への情報提供を適切に実施することで、透明性の高い事業の推進を図られたい。

① 人口の動向

①-1 総人口の推移

上牧町の人口は、昭和48(1973)年から増加に転じ、平成17(2005)年には最高の人口に達しましたが、以後減少に転じ、平成30(2018)年には22,727人となっています。

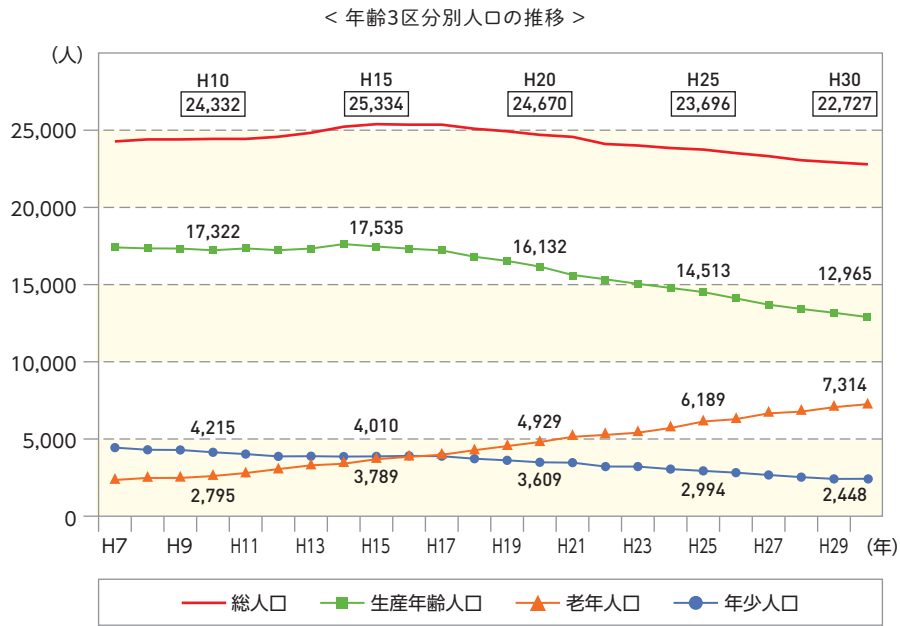


資料:奈良県推計人口調査 ※平成7(1995)年まで、住民基本台帳(総務省) ※平成8(1996)年から

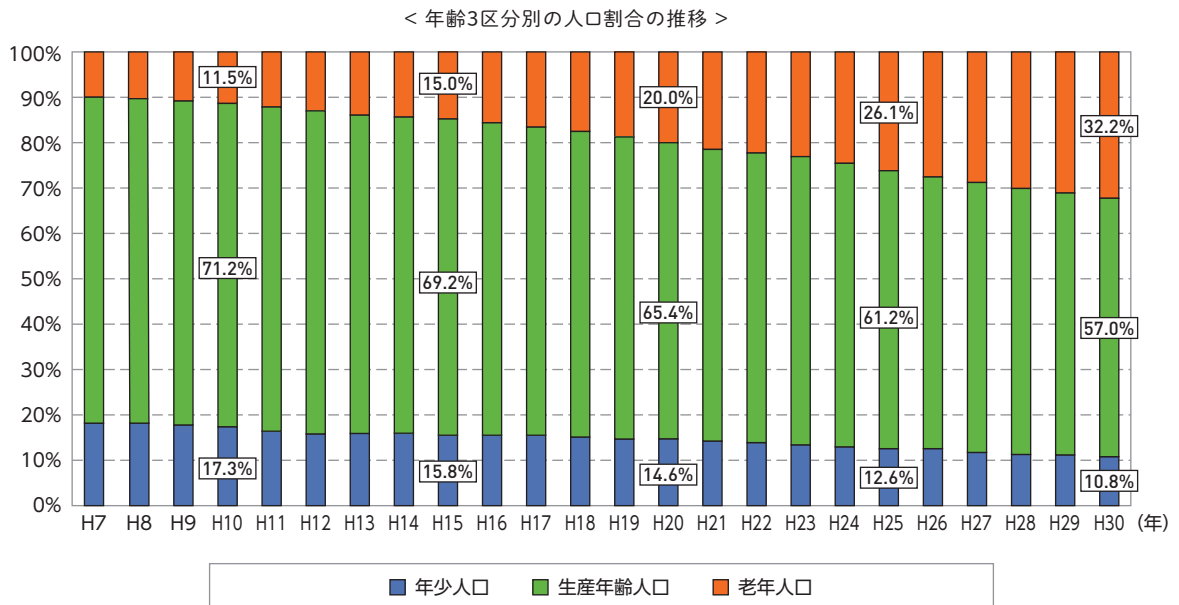
① 人口の動向

①-2 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別の人口の推移をみると、年少人口(15歳未満)と生産年齢人口(15歳以上～65歳未満)は減少が続いており、老年人口(65歳以上)は増加が続いています。

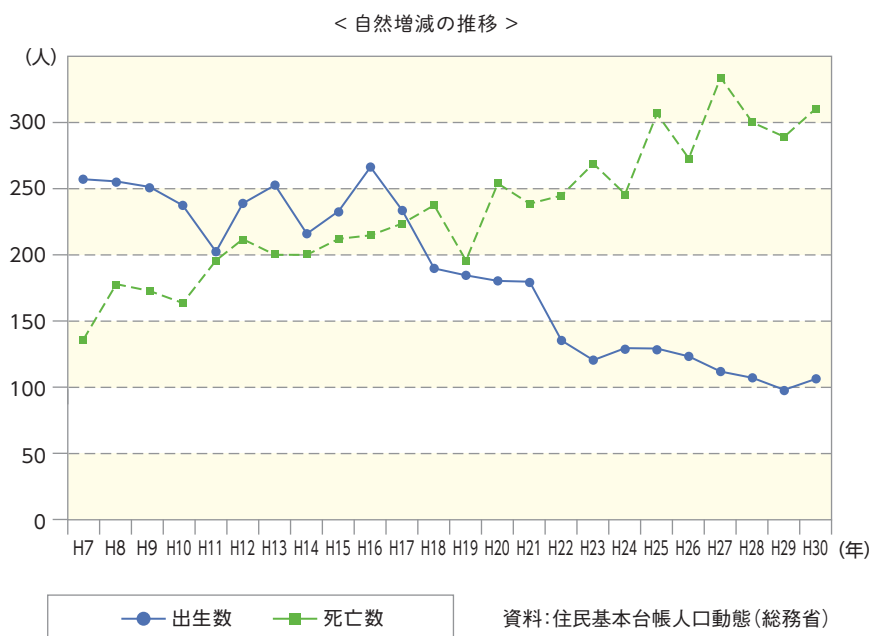


年齢3区分別の人口割合の推移をみると、年少人口(15歳未満)と生産年齢人口(15歳以上～65歳未満)の割合は減少が続いており、老年人口(65歳以上)の割合は増加が続いています。

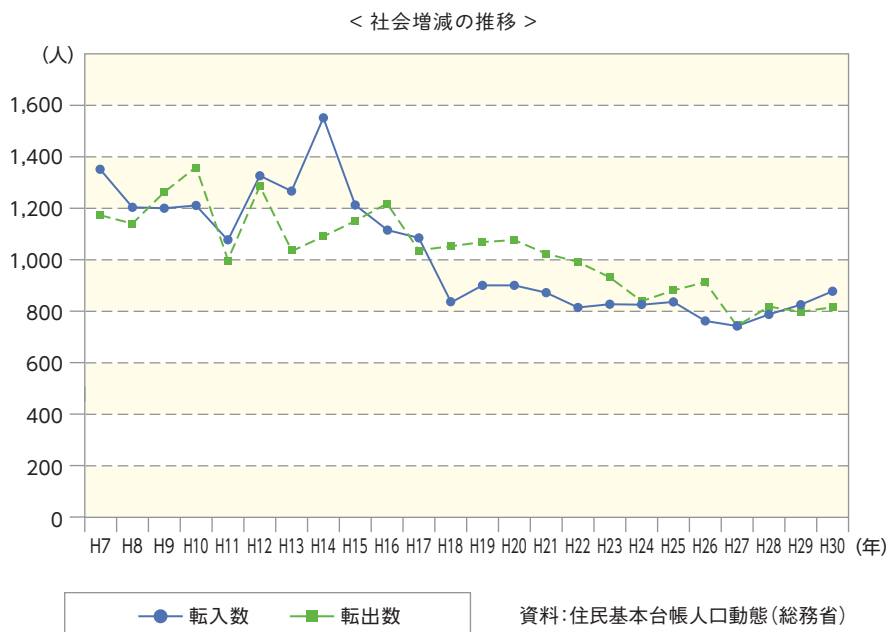


② 自然増減、社会増減の推移

自然増減（出生数と死亡数の差）をみると、平成18（2006）年以降は出生数を死亡数が上回っており、以後、現在に至るまで自然増減は減少で推移しています



社会増減（転入数と転出数の差）をみると、年ごとに増減はあるものの概ね拮抗で推移しています。

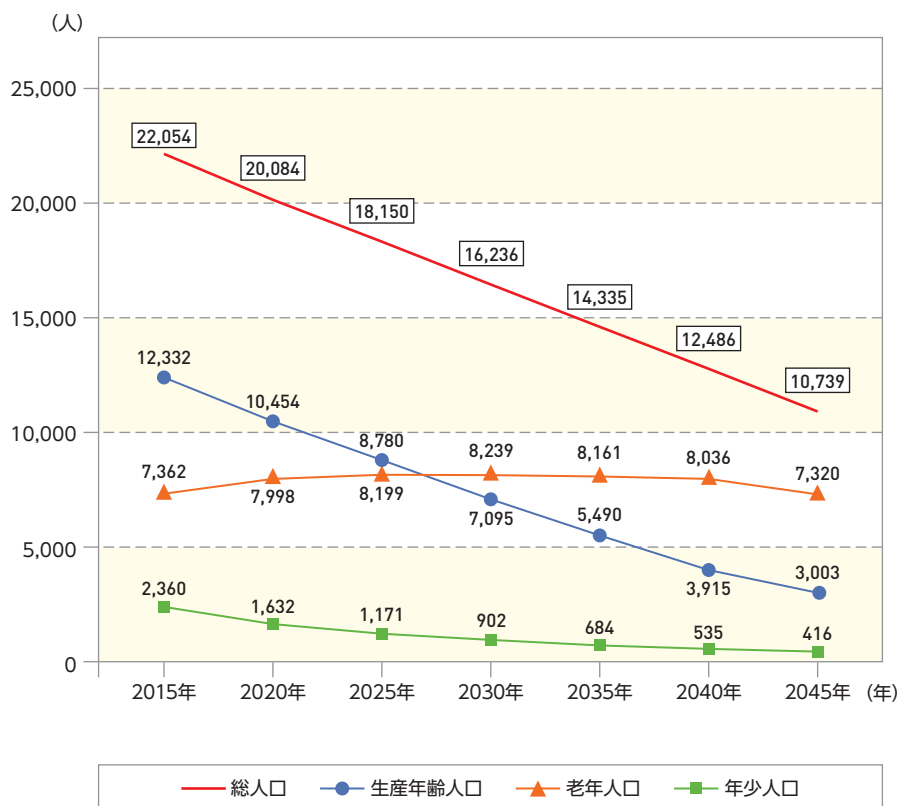


③ 将来人口推計 — 今後の人口動向について —

③-1 国立社会保障・人口問題研究所による人口推計

国立社会保障・人口問題研究所(以下、「社人研」という。)が、平成27(2015)年国勢調査の人口を基準に平成30(2018)年3月に行った推計結果によると、町の人口は今後も減少を続け、令和12(2030)年には16,236人、令和22(2040)年には12,486人と急速な人口減少が予測されています。

< 社人研による町の人口推計 >



資料: 社人研「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」

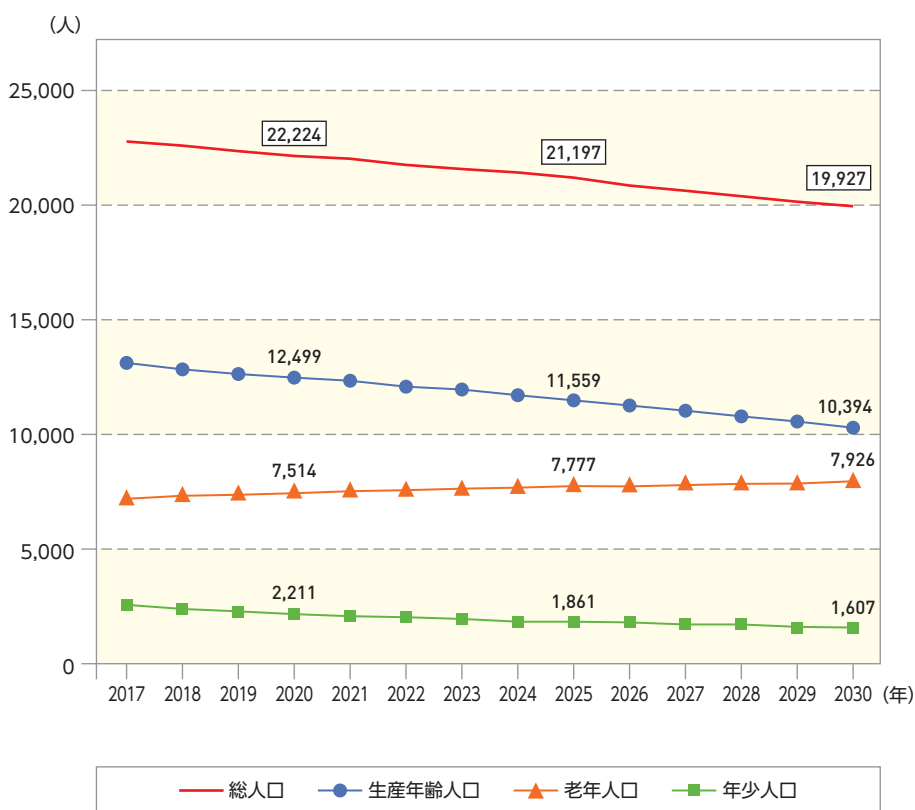
国立社会保障・人口問題研究所(社人研)

厚生労働省に所属する国立の研究機関であり、平成8(1996)年に、厚生省人口問題研究所と特殊法人社会保障研究所との統合によって誕生した。人口や世帯の動向を捉えるとともに、内外の社会保障政策や制度についての研究を行っている。

③-2 コーホート変化率法による人口推計

コーホート変化率法による令和 12 (2030) 年までの推計結果によると、生産年齢人口と年少人口は次第に減少、老年人口は次第に増加となり、町全体の総人口は次第に減少するという推計結果となりました。

< 人口推計 >



コーホート変化率法とは？

1歳以上は、特殊な人口変動がないと仮定し、その「変化率(過去5年の平均値)」を求め、それを乗ずることによって将来人口を求める。また、0歳は、出産該当年齢の女性とその年に生まれた子どもの割合(女性子ども比-過去5年の平均値)を求め、それを乗ずることによって将来の出生人口を求める。過去や将来に特殊な人口変動要因がない場合の比較的近い将来の人口推計等に使用する。

③ 将来人口推計 — 今後の人口動向について —

③-3 人口推計シミュレーション

先に見た社人研の人口推計をベースに、将来人口に影響を与える出生率と純移動率について町独自の数値を設定し、人口推計シミュレーションを行いました。

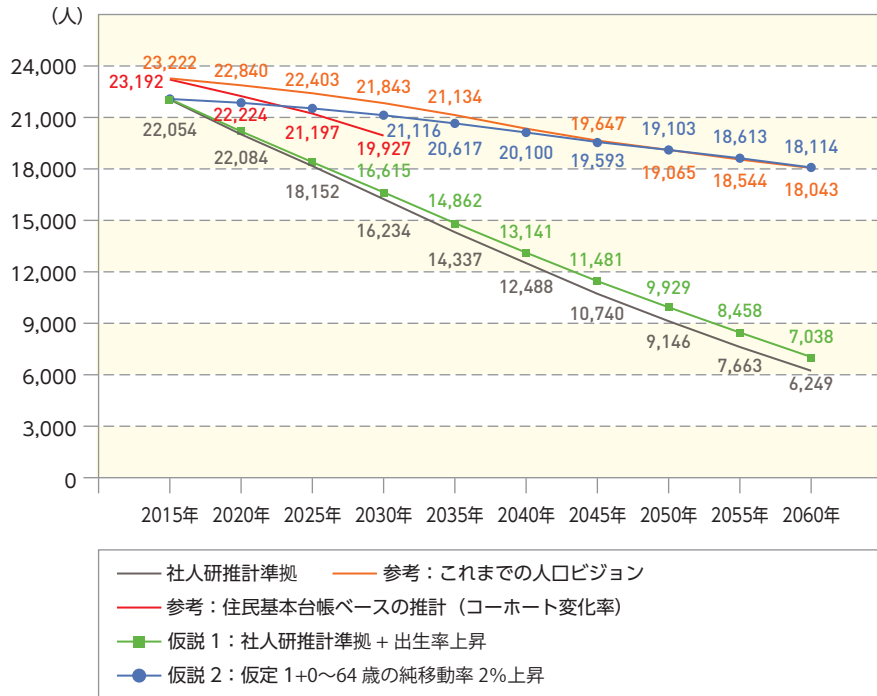
仮定 . 1

町の施策により子育て支援等を行い、令和27(2045)年に合計特殊出生率が2.10まで上昇し、その後、2.10を維持すると仮定した場合。

仮定 . 2

仮定1のとおり合計特殊出生率の上昇を見込むとともに、町の施策により定住・移住・転入者支援等を行い、令和2(2020)年以降、0～64歳の純移動率が2%上昇すると仮定した場合。

< 人口推計シミュレーション >



< 合計特殊出生率の設定 >

	H27	R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32	R37	R42
	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060
社人研推計準拠	—	0.97	0.96	0.96	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97
仮説1：社人研推計準拠 + 出生率上昇	1.09	1.20	1.40	1.60	1.80	2.00	2.10	2.10	2.10	2.10
仮説2：仮定1+0～64歳の純移動率2%上昇	1.09	1.20	1.40	1.60	1.80	2.00	2.10	2.10	2.10	2.10

④ 人口の将来展望

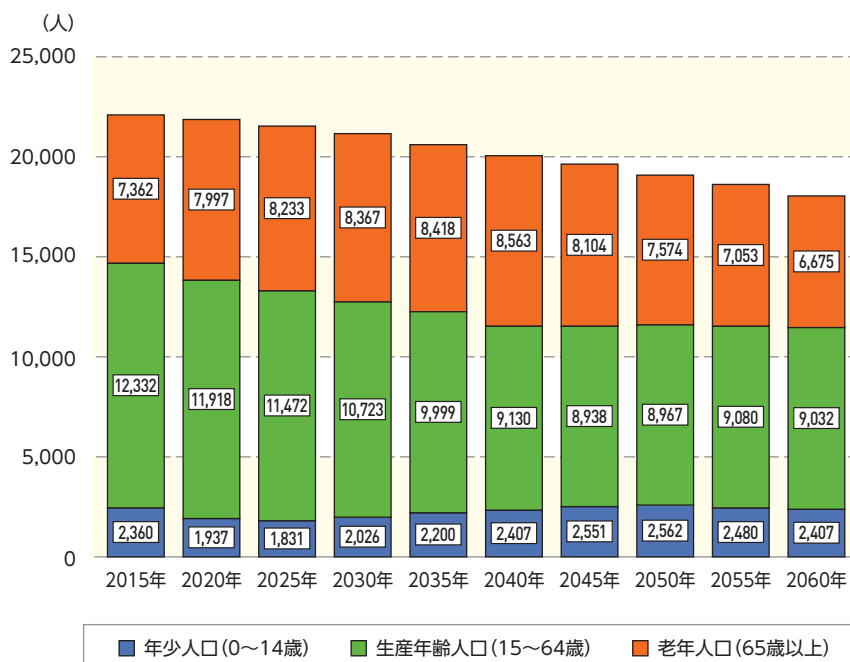
総合戦略をはじめ人口減少に対する移住・定住・少子化対策等、様々な施策や取組を加速させることを前提として、「③-3 人口推計シミュレーション」における「仮定2」の条件のシミュレーションを人口の将来展望として設定します。

人口の将来展望の設定

人口推計シミュレーションの最終年である
令和42(2060)年の人口を18,000人程度と展望する。

そのため、子育て支援の充実や若者世代の定住・移住促進等の
 様々な施策を展開することにより、
**令和12(2030)年に21,000人以上を維持、令和22(2040)年に
 20,000人以上を維持**することを目標とする。

< 人口の将来展望 >



上牧町第5次総合計画（後期基本計画）



2022年(令和4年) 4月

【発行】上牧町

【編集】総務部 企画財政課

〒639-0293 奈良県北葛城郡上牧町大字上牧3350番地

TEL : 0745-76-2502 FAX : 0745-76-1002

E-mail seisaku@town.kanmaki.lg.jp

